

資料1-44 指定河川洪水予報

改正案

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
	氾濫危険情報	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫 注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれない時に発表される。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる。警戒レベル2に相当。</p>

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、大雪特別警報には、大雪特別警報(土砂災害)、大雪特別警報(浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、暴風特別警報には、暴風特別警報(土砂災害)、暴風特別警報(浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、暴風雪特別警報には、暴風雪特別警報(土砂災害)、暴風雪特別警報(浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視覚障害等による重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、波浪特別警報には、波浪特別警報(土砂災害)、波浪特別警報(浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常があるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、高潮特別警報には、高潮特別警報(土砂災害)、高潮特別警報(浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視覚障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類	概要
注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した落雷の下で発生することが多い、竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

資料2-21 宇治川洪水予報発表例



正規

宇治川氾濫注意情報

宇治川洪水予報 第〇号

洪水注意報(発表)

令和〇年〇月〇日〇時〇分

淀川ダム統合管理事務所・大阪管区気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報[洪水]】宇治川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】宇治川の横尾山水位観測所(宇治市)では、〇日〇時〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

多いところで1時間に〇ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に強まるでしょう。

流域	〇〇日00時00分～〇〇日00時00分 までの流域平均雨量	〇〇日00時00分～〇〇日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
宇治川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

宇治川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)	水防団待機	氾濫注意	避難判断	汜濫危険	
横尾山 水位観測所 (宇治市)	〇〇日00時00分の状況	3.00 -				
	〇〇日01時00分の予測	3.20 -				
	〇〇日02時00分の予測	3.30 -				
	〇〇日03時00分の予測	3.45 -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))				
観測所名	横尾山水位観測所			
	宇治市			
レベル4水位 氾濫危険水位	3.60			
レベル3水位 避難判断水位	3.50			
レベル2水位 氾濫注意水位	3.00			
レベル1水位 水防団待機水位	2.00			
受け待ち区間	左岸 京都府宇治市宇治塔之川36番の2置先から桂川、宇治川、木津川参戦の合流地点まで 右岸 京都府宇治市字大字紅斎25番の8から桂川、宇治川、木津川三川の合流地点まで	宇治川 京都府宇治市宇治塔之川36番の2置先から桂川、宇治川、木津川参戦の合流地点まで 京都府宇治市字大字紅斎25番の8から桂川、宇治川、木津川三川の合流地点まで		
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	京都府京都市、 京都府宇治市、 京都府八幡市、 京都府久世郡久御山町、 京都府城陽市、			

※避難判断水位、氾濫危険水位:水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない段階 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は下記サイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	
	http://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係:国土交通省 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課 電話:072-856-3131(内線)281

気象関係:気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 電話 06-6949-6303

資料2-22 木津川下流洪水予報発表例

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者	改正案
国土交通省 淀川ダム統合管理事務所気象庁 大阪管区気象台	機関名	機関名	機関名	

正規

木津川下流氾濫注意情報

木津川下流洪水予報第〇号
洪水注意報(発表)
令和〇年〇月〇日〇時〇分

淀川ダム統合管理事務所・大阪管区気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報[洪水]】木津川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み。

(主文)

【警戒レベル4相当】木津川の加茂水位観測所(木津川市)では、〇日〇時〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡精華町、久世郡久御山町、相楽郡和束町、綾喜郡町では、木津川の堤防決壊等による氾濫により浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確認など、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

多いところで1時間に〇ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に強まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
木津川下流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

宇治川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
加茂 水位観測所 (木津川市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	4.18 -				
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	5.17 -				
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	6.04 -				
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	6.89 -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))			
観測所名	横尾山水位観測所		
	宇治市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	6.00		
レベル3水位 避難判断水位※	5.90		
レベル2水位 氾濫注意水位	4.50		
レベル1水位 水防団待機水位	2.50		
受け待ち区間	左岸 木津川 京都府木津川市加茂町山田 野田3から淀川への合流点 まで		
	右岸 京都府相楽郡和束町大字木 屋桶割22-2から淀川への合 流点まで		
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	京都府京都市、 京都府宇治市、 京都府城陽市、 京都府八幡市、 京都府京田辺市、 京都府木津川市、 京都府相楽郡精華町、 京都府久世郡久御山町、 京都府相楽郡和束町、 京都府綾喜郡井手町		

※避難判断水位、氾濫危険水位・水位観測所受け持ち区間に内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない段階 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は下記サイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	
	http://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係:国土交通省 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課 電話:072-856-3131(内線)281

気象関係:気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 電話 06-6949-6303

資料2-40 京都地方気象台が発表する注意報及び警報の種類と基準

改正案

警報・注意報発表基準一覧表

令和元年11月14日現在
発表官署 京都地方気象台

宇治市	府県予報区	京都府	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	山城中部	
警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指數基準	15
	(土砂災害)	土壤雨量指數基準	114
	洪水	流域雨量指數基準	井川流域=5.9, 名木川流域=6.5, 山科川流域=15.8, 志津川流域=9, 笠取川流域=7.1
		複合基準 ^{*1}	宇治川流域=(16, 38.6), 井川流域=(8, 5.8), 名木川流域=(6, 5.8), 志津川流域=(6, 8.1), 笠取川流域=(6, 6.3)
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	大雨	表面雨量指數基準	8
注意報		土壤雨量指數基準	83
	洪水	流域雨量指數基準	井川流域=3.6, 名木川流域=5.2, 山科川流域=12.6, 志津川流域=7.2, 笠取川流域=5.6
		複合基準 ^{*1}	宇治川流域=(6, 34.7), 井川流域=(5, 3.6), 名木川流域=(5, 5.2), 山科川流域=(6, 10.1), 志津川流域=(5, 7.2), 笠取川流域=(6, 4.5)
	指定河川洪水予報による基準	宇治川[横尾山]	
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%	
	なだれ	①積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり最高気温8°C以上又はかなりの降雨 ^{*2}	
	低温	最低気温-4°C以下 ^{*3}	
	霜	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で 具体的には最低気温が3°C以下になると予想される場合	
	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ:30cm以上 気温:-2°C~2°C	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm

^{*1}(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。^{*2} 気温は京都地方気象台の値。^{*3} 気温は京都地方気象台の値。

<参考>

表面雨量指数: 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指標。

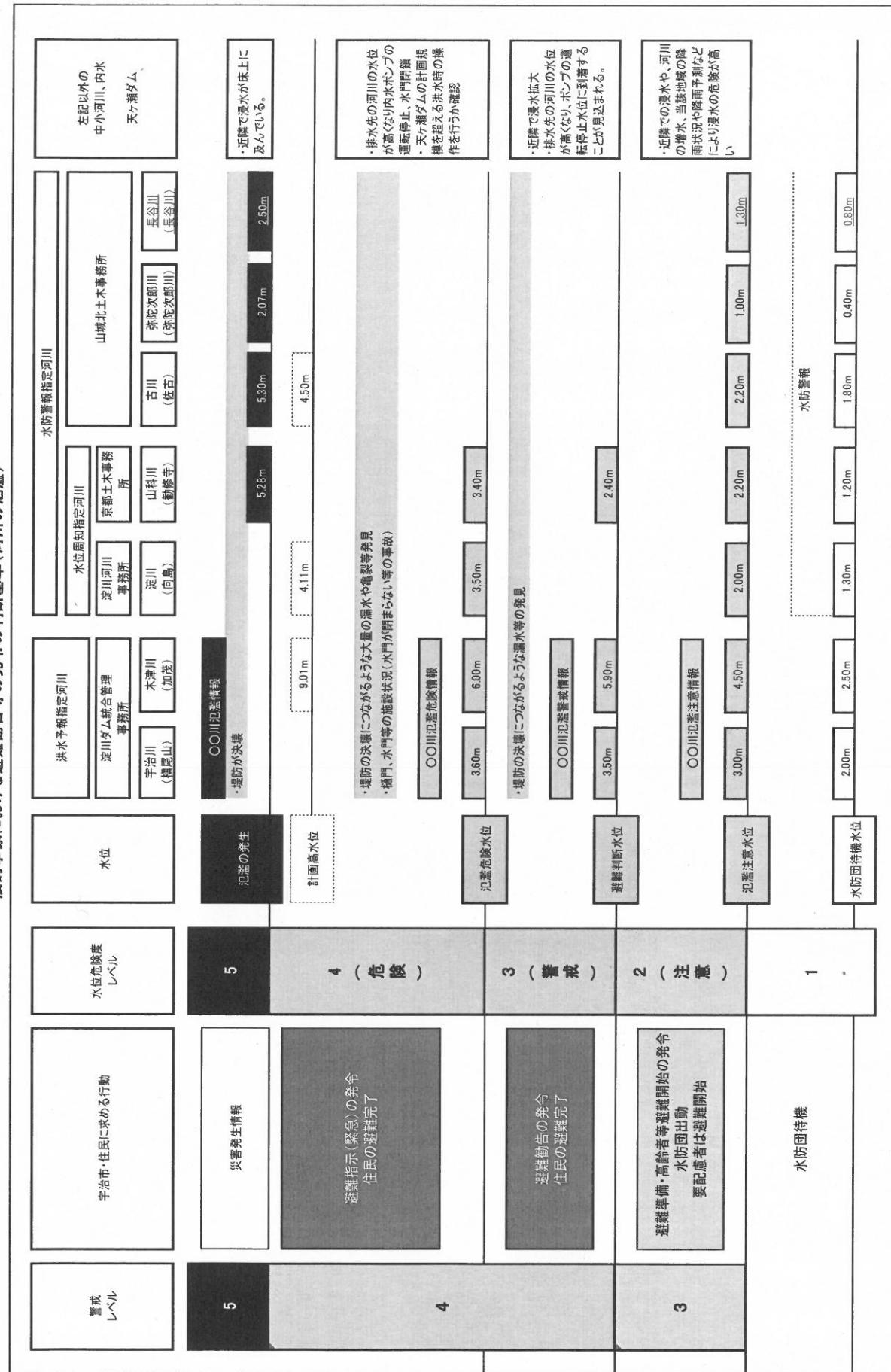
土壤雨量指数: 土壤雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指標。

土壤雨量指數基準値は、約1km四方毎に設定しているが、欄中の基準値は宇治市内における基準値の最低値である。

流域雨量指數: 流域雨量指數は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指標。洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指數10.5 以上」を意味する。

資料2-47 一般的事象における避難勧告等の発令の判断基準(河川の氾濫)

改正案



土砂災害警戒区域における避難勧告等の発令の判断基準

警戒レベル	避難情報	気象情報	京都府土砂災害警戒情報システム	近隣での前兆現象
5	災害発生情報	大雨警報(土砂災害) 土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報		土砂災害が発生
4	避難指示(緊急)	大雨警報(土砂災害) 土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報	実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過	土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)の発見
4	避難勧告	大雨警報(土砂災害) 土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報	予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過	前兆現象(渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクレック発生)の発見
3	避難準備・高齢者等 避難開始	大雨警報(土砂災害)	実況または予想で大雨警報発表基準の土壤雨量指數を超過	前兆現象(湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化)の発見

京都府土砂災害警戒情報システムにおける避難勧告等の発令の判断基準
【警戒避難基準(CL:クリティカルライン)】
[山城中部ブロック]

$$Y = -0.22X + 72.0 \quad (X \leq 257)$$

$$Y = 15 \quad (X > 257)$$

- ここに、Y:時間雨量、X:実効雨量
- ・危険度レベル1:2時間後の予測値がCLを超える場合
- ・危険度レベル2:1時間後の予測値がCLを超える場合
- ・危険度レベル3:CLを超えた場合

資料 2

《パブリックコメント》

宇治市地域防災計画（改定初案）への意見募集について

～ 市民の皆さんのご意見をお寄せください ～

宇治市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、宇治市防災会議が策定した計画であり、一般対策編、震災対策編、事故対策編、資料編の 4 つの編で構成されています。

前回は水防法の改正や、警戒レベルの運用に基づく改定等を行いました。

今回は「南海トラフ地震に関する情報」の発表や、長谷川の洪水浸水想定区域図の公表を踏まえ、本市の防災・減災対策の向上に取り組んでいくことを目的として、宇治市地域防災計画の改定作業を進めています。

以上のことから、この度「宇治市地域防災計画（改定初案）」を作成いたしましたので、皆さんのご意見をお聞かせください。今後、皆さんのご意見等を考慮して、更なる検討を進めてまいります。

宇治市 危機管理室

宇治市地域防災計画について

皆さんのご意見をお寄せください

宇治市地域防災計画（改定初案）について

1. 主な改定項目

- (1) 「南海トラフ地震に関する情報」の発表に係る改定
- (2) 長谷川洪水浸水想定区域図の公表に伴う改定
- (3) 避難情報の発令に係る改定
- (4) 災害の予防に関する改定
- (5) その他時点修正等

2. 改定の概要

(1) 「南海トラフ地震に関する情報」の発表に係る改定

「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合の対応

【震災対策編第5編第6章第2節】

内閣府により、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」が策定、公表され、今後、異常な現象が観測された場合には、気象庁から「南海トラフ地震に関する情報」として、「南海トラフ地震臨時情報」等が発表されることとなった。

これを受け、本市は、「南海トラフ地震に関する情報」で巨大地震の発生に警戒又は注意が必要であるとの情報が発表された場合には、直ちに災害警戒本部を設置し、地震への備えに努める。

<気象庁から発表される情報と本市の対応>

情報名	情報発表条件	本市の対応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	巨大地震の発生に警戒が必要な場合	災害警戒本部
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	巨大地震の発生に注意が必要な場合	災害警戒本部
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	
南海トラフ地震関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、または「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定期会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。）	

(2) 長谷川洪水浸水想定区域図の公表に伴う改定

洪水浸水想定区域の見直しの反映

【一般対策編第2編第2章第1節】

【資料編資料2-47】

水防法に基づき、京都府管理河川である長谷川の想定最大規模降雨に伴う洪水浸水想定区域図が公表されたことを明記する。

京都府は、「山科川洪水浸水想定区域図」を平成30年5月8日に公表、「堂ノ川洪水浸水想定区域図」「弥陀次郎川、戦川・新田川洪水浸水想定区域図」「古川（井川・名木川含む）洪水浸水想定区域図」「笠取川洪水浸水想定区域図」「志津川洪水浸水想定区域図」を平成30年10月5日に公表、「長谷川洪水浸水想定区域図」を令和元年10月4日に公表した。

(3) 避難情報の発令に係る改定

避難情報の発令基準の改正

【一般対策編第3編第11章第1節】

【資料編資料2-48】

天ヶ瀬ダムの放流連絡の運用見直し及び京都府土砂災害警戒情報システムの表示変更に伴い、避難情報の発令基準を見直した。

〔(警戒レベル3) 避難準備・高齢者等避難開始の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

基 準 及 び 状 況	
土砂災害	<ul style="list-style-type: none">大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、<u>実況または予想で大雨警報発表基準の土壤雨量指数を超過し、今後、土砂災害警戒情報発表基準を超過するおそれがあるとき</u>前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）を発見したとき大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高いとき

〔(警戒レベル4) 避難勧告の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

基 準 及 び 状 況	
河川	<ul style="list-style-type: none">洪水予報河川において、「氾濫警戒情報」が発表され、今後、「氾濫危険水位」に達する見込みがあるとき洪水予報河川において、「氾濫危険水位」に達したとき水位周知河川において、「避難判断水位」に達したとき<u>天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する3時間前</u>河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき異常な堤防の漏水、浸食が発見されたとき
土砂災害	<ul style="list-style-type: none">土砂災害警戒情報が発表されたとき大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発令されたとき京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、<u>予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき</u>前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）を発見したとき

〔(警戒レベル4) 避難指示(緊急)の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

基 準 及 び 状 況	
河 川	<ul style="list-style-type: none">・洪水予報河川において、「氾濫危険情報」が発表され、今後、堤防高まで水位上昇の見込みがあるとき・<u>天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する1時間前</u>・堤防の決壊につながるような大量の漏水、浸食や亀裂等を発見したとき・樋門、水門等に機能障害が発見されたとき
土 砂 災 害	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、<u>実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき</u>・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表されたとき・土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき

(4) 災害の予防に関する改定

初動医療体制の整備

【一般対策編第2編第3章第5節】

【震災対策編第2編第2章第6節】

市は、被災地域外の関連機関による初動医療体制の構築、迅速・的確な救急・救護・医療活動ができるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し、各医療機関の被災状況の情報収集及び避難所・救護所の情報等の共有に努める。

(5) その他時点修正等

時点修正や各編の構成の整合性を図るため、文言の修正等

ご意見等の募集

第1 意見等を提出できる方

- (1) 宇治市に在住、在勤、在学者
- (2) 宇治市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 宇治市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本計画改定初案に利害関係を有するもの

第2 提出の方法

書面に氏名、住所、ご意見等をご記入のうえ、下記の提出先のいずれかへ提出してください。その際の書面につきましては、別紙の意見等記入用紙以外の用紙に記入していただいても結構です。

第3 提出先

- (1) 持 参 : 危機管理室（うじ安心館3階）
- (2) 郵 便 : 〒611-8501（住所省略可） 宇治市 危機管理室 宛
- (3) ファクシミリ : 0774-39-9422
- (4) 電子メール : kikikanri@city.uji.kyoto.jp

第4 募集期間

令和2年3月6日（金）から令和2年4月6日（月）まで

第5 お問い合わせ先

本計画等に関するお問い合わせは、危機管理室までお願いします。

また、パブリックコメントのご案内及び「宇治市地域防災計画（改定初案）」は、宇治市ホームページにも掲載しております。

電話番号：0774-39-9421（危機管理室直通）

提出されたご意見等、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。また、お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

お寄せいただきましたご意見等の取りまとめの結果及びご意見等に対する回答につきましては、後日宇治市ホームページに公表予定です。

「宇治市地域防災計画（改定初案）」に対する意見等記入用紙

住所（※必須） (法人等は所在地)	〒 -		
ふりがな			
氏名（※必須） (法人等は名称及び代表者氏名)			
該当するものに○ (※必須)	①在住、在勤、在学	②市内に事務所を有する法人・個人等	
	③納税義務者	④その他利害関係を有するもの	
意見等記入欄	<p>[Large area for written comments, divided into horizontal sections by dashed lines.]</p>		

- 必須項目については、必ず記入してください。また、ご意見等の内容を確認させていただく場合があります。
- 意見等記入欄が足りないときは、別紙を添付してください。
- 提出されたご意見等、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。
- 意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。

提出先

持参：危機管理室（うじ安心館3階）まで
 郵便：〒611-8501（住所省略可）宇治市危機管理室 宛
 FAX：0774-39-9422
 E-Mail : kikikanri@city.uji.kyoto.jp